

オールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、交通事故防止対策等を総合的に推進している山梨県交通対策推進協議会（以下「協議会」という。）のオールやまなし飲酒運転根絶対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、オールやまなし飲酒運転根絶対策事業とする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する事業に係る補助対象経費は、別表に定めるとおりとし、毎年度予算の範囲で定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者にその旨通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第4号までにおいて同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する

者

- 3 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。
- 4 知事は、審査のうえ、補助金を交付しない旨の決定をした場合、不交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - ア 補助金額の増を伴わない場合で、第4条別表で定める補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の流用による経費の配分の変更をいう。
 - イ 補助事業の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかるわらしめるほどのことがないようなものをいう。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は第7条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）に次の各号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則またはこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、前2項に基づく取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 前項に基づく補助金の返還を請求したときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき規則第17条に規定する割合で計算した加算金及び延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助事業の収支に係わる帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助区分	補助対象経費
オールやまなし飲酒 運転根絶対策事業	1 報償費(アドバイザー謝金) 2 旅費(アドバイザー旅費) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等)

第1号様式

交対協第 一 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県交通対策推進協議会
会長

令和 年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、次のとおり事業を実施したいので、補助金を交付されたくオールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画書 別紙のとおり
(様式は任意)

3 収入支出支予算書 別紙のとおり
(様式は任意)

第2号様式

交対協第 一 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県交通対策推進協議会
会長

令和 年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金事業変更（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 一 号で補助金交付決定のあったことについて、
次の理由により事業を変更（中止・廃止）したいので、オールやまなし飲酒運転根絶対策事業
費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載
した書面を添付すること。

第3号様式

交対協第 一 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県交通対策推進協議会
会長

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあったオールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概 算 払 請 求 書 金 円
2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算払交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算払請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振込先銀行名 _____ 預金種別(普通・当座)
振込口座名 _____ 口座番号 _____

第4号様式

交対協第 一 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県交通対策推進協議会
会長

令和 年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあったことについて、オールやまなし飲酒運転根絶対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 別紙のとおり
(様式は任意)
- 2 収支決算書 別紙のとおり
(様式は任意)